

長浜港に所有船舶等を
係留・設置されている皆様へ



愛媛県からのお知らせ

長浜港における船舶係留等の許可申請にかかる 説明会のご案内

日頃より愛媛県の港湾管理行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地域にとって支障となる「放置艇」を減らすため、令和8年3月31日(火)より、長浜港港湾区域全体が「放置等禁止区域」に設定されます。区域設定後、船舶や浮桟橋等を係留・設置し続ける場合、港湾管理者（愛媛県）の許可が必要となります。



つきましては、許可申請にかかる説明会を実施しますので、長浜港に所有船舶等を係留・設置されている皆様はご参加くださいますようお願いいたします。

開催日時	令和8年2月12日(木)13:00～15:00
開催場所	大洲市役所長浜支所2F会議室(大洲市長浜町甲480番地3)
対象者	参加希望者(船舶所有者等)
内容	・ 愛媛県による放置艇対策の取り組みについて ・ 船舶や浮桟橋等の係留・設置許可申請について 等

(お問い合わせ先)

愛媛県大洲土木事務所事業管理課管理係

TEL：0893-24-5121

大洲市長浜支所港湾水産担当

TEL：0893-52-1111

大洲市長浜支所長浜港務所

TEL：0893-52-0149